

平成 23 年 7 月 21 日
国土交通省大隅河川国道事務所

記者発表資料

肝属川水系河川整備計画の策定に向けて ～肝属川水系学識者懇談会の開催のご案内～

国土交通省大隅河川国道事務所では、今後 20～30 年にかけて具体的な河川の整備や維持管理、環境の保全等に関する計画を定めた「肝属川水系河川整備計画」の策定に向け、学識経験を有する方々の意見聴取を行う「肝属川水系学識者懇談会」を下記のとおり開催致します。

第 1 回学識者懇談会では主に河川整備予定箇所を含めた現地視察を行うこととしております。

記

○第 1 回肝属川水系学識者懇談会

- ・日時：平成 23 年 7 月 26 日（火）13：00～17：00
- ・場所：【会議】国土交通省大隅河川国道事務所 3 階大会議室
13：00～14：10
【現地視察】肝属川水系直轄管理区間内
14：15～17：00

* 会議の取材につきましては記者席をご用意しておりますが、現地視察の取材につきましては申し訳ありませんが、各自、貴社車で移動して下さいますようお願いいたします。

記者発表に関する問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

技術副所長 榎田範男

調査第一課長 東 和彦

広報担当 建設専門官 安達正敏

鹿児島県肝属郡肝付町新富 1013-1

電話（0994）65-2541

【参考資料】

1．肝属川水系学識者懇談会について

河川法第16条の二の第3項（下記を参照）に基づき、当懇談会の委員は肝属川水系に精通した各分野の専門家（10名）で構成されています。（委員名簿は会議当日に配布）

2．河川整備計画について【河川法(一部抜粋)】

○ 河川整備基本方針

第16条

河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。

* 肝属川水系河川整備基本方針は平成19年3月30日に策定

(http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/kimotsuki_index.html)

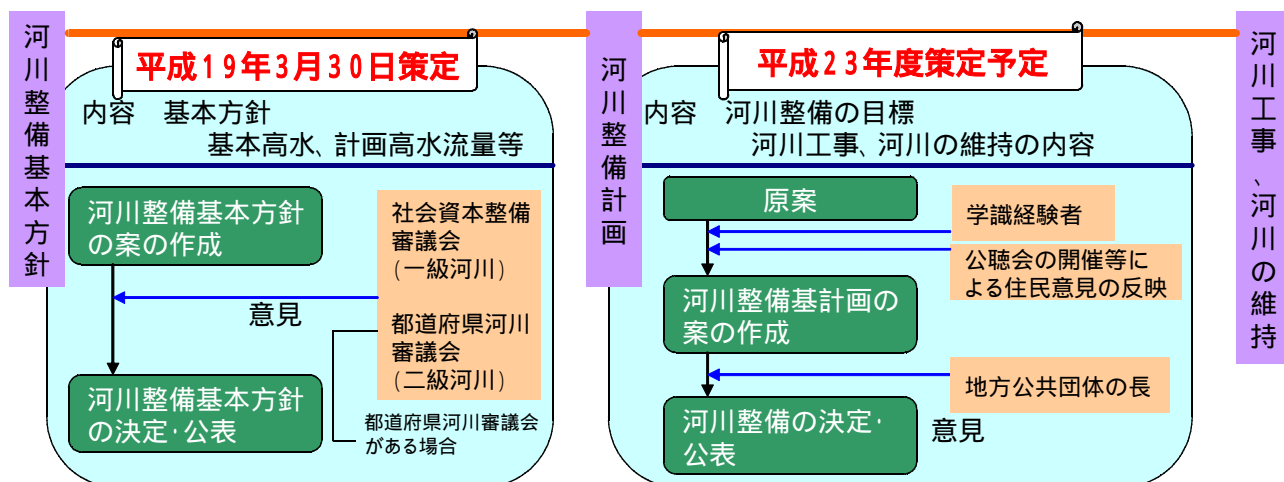
○ 河川整備計画

第16条の二

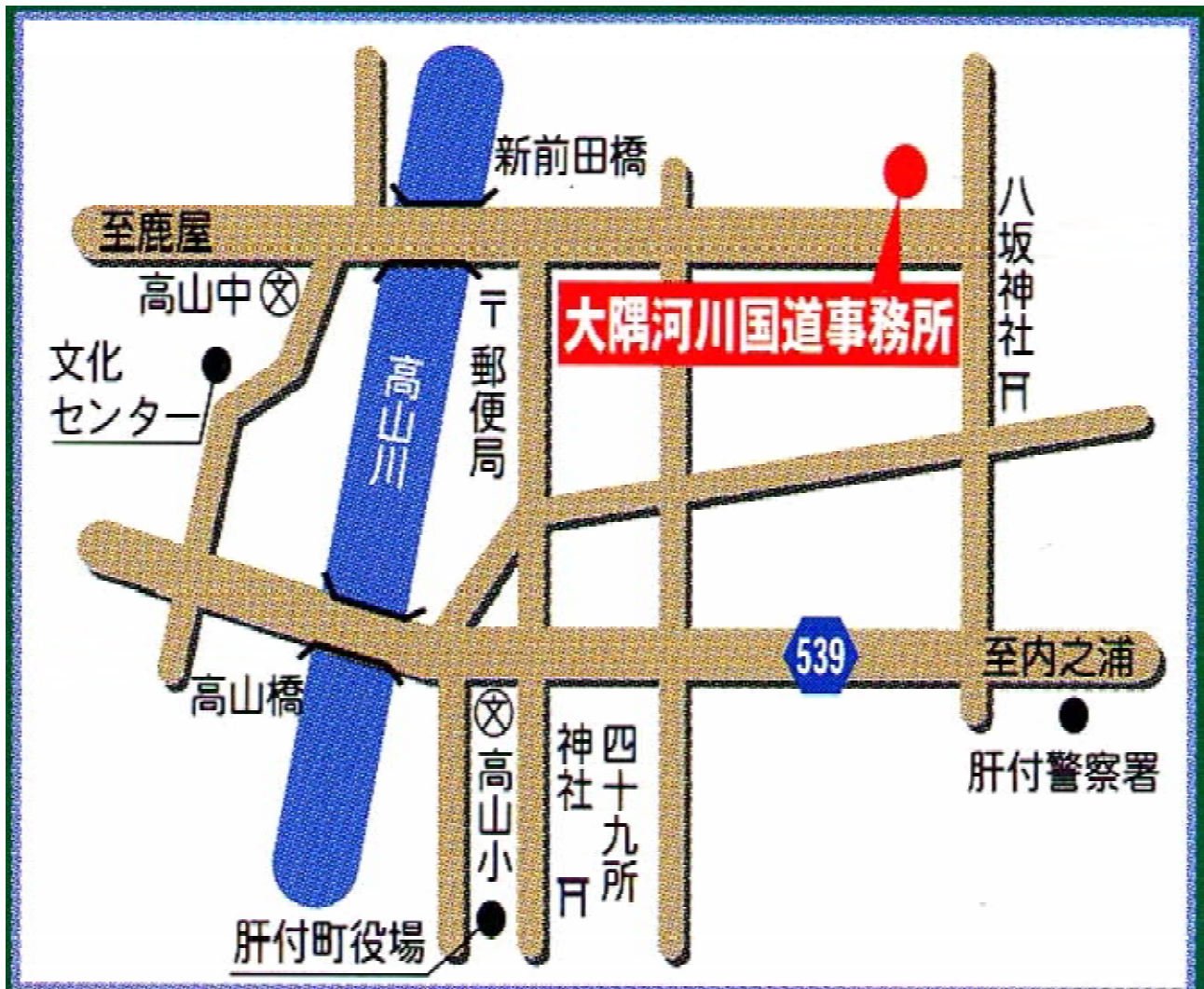
河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という）を定めておかなければならない。

第16条の二の第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。



会議場所：国土交通省 大隅河川国道事務所の地図



〒893-1207

鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

TEL 0994-65-2541